

院内感染対策に関する取組事項

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内の防止に留意し、感染症発生の際には拡大防止のためその原因の速やかな特定・制圧・収束を図る。このため院内感染防止対策を全職員が把握し、病院の理念に則った医療が提供できるよう取り組みます。

2. 院内感染対策のための組織に関する事項

当院の感染対策に関する院内全体の問題点を把握し、改善策を講じるなど院内感染対策活動の中核的な役割を担うため、感染防止対策委員会を設置し、毎月1回委員会を開催しております。また、その下部組織として感染対策に関する情報収集、監視、教育、指導および介入の役割を担う、感染制御チーム ICT（医師、看護師、薬剤師、検査技師を中心に構成）を設置し、毎月1回の会議と毎週1回の院内ラウンドを行っております。

3. 院内感染のための職員に対する研修に関する事項

職員の感染防止対策に対する意識向上を図るため、年2回の研修会を行うほか、必要に応じて随時開催しております。

4. 院内感染発生状況の報告に関する事項

薬剤耐性菌、市中感染症等の院内発生に伴う院内感染拡大を防止するため、感染症発生状況を感染防止対策委員会を通じて全病院職員に周知・指導を行います。

5. 院内感染発生時の対応に関する事項

院内感染が疑われる事例が発生した場合には、発生部署より直ちに ICT へ報告し、ICT は迅速に発生状況を確認し、感染拡大の防止を行う。また、状況を随時病院管理者へ報告し、必要に応じて臨時感染対策委員会を開催します。更に、必要な場合は保健所への報告も行います。

6. 患者さまへの情報提供に関する事項

感染症の流行時期にはポスター等の掲示物で情報提供を行い、疾病等の説明とともに、感染防止の意義および手洗い、マスクの着用等について理解とご協力をお願いします。

7. 院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染防止のため、病院職員は各部署へ配備してある「院内感染対策マニュアル」を遵守します。また、このマニュアルは必要に応じて見直しを行います。